令和８年度

伊達市放課後児童クラブ入所の手引き

はじめにお読みください

○　伊達市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」といいます）は、保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童のために適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的として開設しています。

保護者の仕事がお休みの日（就労証明書に基づく就労日時以外）には児童クラブの利用は原則できませんので、ご家族で一緒に過ごしてください。

○　このしおりには、児童クラブの入所手続き、利用方法、負担金等について記載しています。お申込みの前によく読んで、その後も保管してください。

事実と異なった内容の申請書、証明書を提出された場合は、入所取消となりますのでご理解願います。

○　始業時から臨時休校の場合及び災害時には、児童クラブも休所となります。

○　児童クラブでは、支援を必要とする児童への対応が可能かどうかを確認するために、入所前及び入所後に面談を実施させていただく場合があります。

【重要】※必ずご確認ください

児童クラブの利用者負担金(放課後児童対策事業運営負担金)は、**利用した日数ではなく、登録期間に基づきお支払い頂きます。**

登録期間中、１度も利用しなくても、**事前に**市役所窓口での変更の手続きや退所届の提出がなかった場合には、**登録期間中の負担金を納付して頂くことになります**ので、ご了承ください。

◆児童クラブの手続き先

【市役所第２庁舎（保健センター２階)】

◎　受付場所：生涯学習課社会教育係

◎　受付時間：月～金曜日　午前８時４５分から午後５時３０分

◎　連 絡 先：電話　０１４２－８２－３２９９（直通）

目　　次

放課後児童クラブ一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
放課後児童クラブについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
１活動内容　２入所の対象となる事業
３開所時間　４休所日、５スタッフ体制　・・・・・・・・・・・・・　3
６利用方法　７休日保育制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
８標準的な日課　９おやつ（補食）　・・・・・・・・・・・・・・・・　6
10 持ち物　11 感染症　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
児童クラブの入所手続きについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
１申請書の受付について　２必要書類
３児童状況届（同意書）について　４提出先
５入所の選考及び決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
６定員超過における入所選考について
７入所決定の取消し
８入所後の諸変更手続き　９退所の手続き　・・・・・・・・・・・・　11
児童クラブ負担金(放課後児童対策事業運営負担金)について　・・・　12
１負担金・納付方法・納期限
２月の途中で入所・退所する場合
３口座振替が不能となった場合
４負担金をお支払いいただけない場合について　・・・・・・・・・　13
児童クラブ負担金の減免制度について
１減免内容について　２必要書類
２必要書類　３申請時期及び申請先　４申請から決定までのながれ
４申請から決定までのながれ　５注意事項　・・・・・・・・・・・・　14
児童クラブ利用上の注意点について　・・・・・・・・・・・・・・・・　15
１新１年生の送迎について　２児童の安全確保
３その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
児童クラブ入所申請書【記載例】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
児童状況届【記載例】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
児童クラブ状況変更承認申請書【記載例】　・・・・・・・・・・・・・　20
就労証明書【記載例】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
放課後児童クラブ申請用 QR コード　・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
お問い合わせ先

放課後児童クラブ一覧

児童クラブ名	所在地・電話番号（FAX 兼用）	定員
第１うめのこ児童クラブ	元町７８番地１（うめのこ児童クラブ） ※伊達小学校敷地内に令和７年２月完成 電話・FAX　0142-23-7369	40 人
第２うめのこ児童クラブ		40 人
第３うめのこ児童クラブ		40 人
対象児童：伊達小学校		
第１やまびこ児童クラブ	弄月町 207 番地１（やまびこ児童クラブ） 電話・FAX　0142-25-6988	35 人
第２やまびこ児童クラブ		35 人
第３やまびこ児童クラブ		40 人
対象児童：東小学校		
第１ほしのこ児童クラブ	末永町８番地３（ほしのこ児童クラブ） 電話・FAX　0142-23-2997	40 人
第２ほしのこ児童クラブ		40 人
第３ほしのこ児童クラブ		40 人
対象児童：伊達西小学校、関内小学校		
おおたき児童クラブ	大滝区本郷町 84 番地１（大滝基幹集落センター内） 電話・FAX　0142-68-5115	15 人
対象児童：大滝徳舜瞥学校前期課程		

※　ほしのこ児童クラブに通所する関内小学校の児童は、登校日のみ学校からクラブまでタクシーにより移送します。

放課後児童クラブについて

児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して適切な遊び及び生活の場を提供することにより、健全な育成を図ることを目的として開設しています。

1　活動内容

児童クラブでは、次の活動を行います。

- 児童の健康管理・安全確保・情緒の安定
- 遊びの活動への意欲と態度の形成
- 遊びを通しての自主性・社会性・創造性を培うこと
- 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- その他児童の健全育成上必要な活動

2　入所の対象となる児童

次の全てに該当する児童が対象となります。ただし、定員を超過した場合は入所保留（待機）となることがあります。

- 小学校１年生から６年生までの児童であること（義務教育学校の前期課程も含む）。
- ひとり登所、衣服の着替えやトイレなど、身の回りのことが自分でできる児童であること。
- 次のいずれかの事由により、放課後に帰宅しても保護・指導が受けられない児童であること。

事由	内容
1．保護者等の就労	保護者等が就労していること ※　求職中の方は、お仕事が決まってから申請してください。
2．保護者等の病気	病気、負傷、障がい等により長期にわたり通院または入院していること
3．家族の介護・看護	同居の親族を常時介護または看護していること
4．家庭の災害復旧	震災・風水害等の復旧にあたっていること
5．就労を目的とした通学	就労を目的として職業訓練校や専門学校に通学していること
6．特に市長が認めたとき	

3　開所時間

平日（登校日の月～金曜日）	児童の下校時～午後６時
土曜日、長期休み（春・夏・秋（大滝のみ）・冬休み）	午前８時～午後６時
学校行事等（運動会等）の振替休校日	午前８時～午後６時

※　児童が全員帰宅した場合、閉所を早めることがあります。

- お盆期間（８月１３日～１６日）は全クラブを対象に**うめのこ児童クラブで合同保育**を実施予定です。（他の児童クラブは休所します）保護者の送迎が必要になります。

- 勤務終了後、速やかにお迎えに来てください。原則、午後６時までのお預かりとなります。就労証明書により、**お迎えが午後６時を過ぎてしまうことが明らかな場合のみ、午後６時３０分**までお預かりします。**（時間厳守）**

　また、児童クラブは保育所と違い延長保育制度はなく、午後６時３０分にお迎えが間に合わない方のご利用はできませんので、保護者以外で送迎できる方が必要となります。

4　休所日

- 日曜日・国民の祝日・年末年始（12 月 31 日～１月５日）

　※　日曜日・国民の祝日は学校行事（運動会・参観日等）がある場合も休所です。

- 臨時休所日

① 感染症（新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等）の事由により、学校閉鎖となる場合
② 学校の臨時休校日
③ 開所中に「気象警報・避難に関する情報等」が発令された場合
④ 休所が適当であると市長が認めた場合

5　スタッフ体制

- 保育時間は常時２人以上のスタッフを配置し、その内の１人以上は都道府県等が実施する研修を修了した放課後児童支援員で構成されています。

- 保護者に甘えたい年頃の児童にとって、学校と家庭を繋ぐ第二の家庭として、スタッフが保護者の代替を担います。児童・保護者・スタッフがコミュニケーションをとりながら、児童にとって過ごしやすい環境をつくっていきたいと考えていますのでご協力をお願いします。

6　利用方法（※全員必要です）

①　利用予定表の提出

● 各児童クラブでは、事前に活動内容やスタッフの勤務調整をするために利用予定表の提出をお願いしています。遅くても、利用する月の前月の２０日頃までに、**各児童クラブへ提出してください（FAX 可）。**利用予定表に代わり、職場で使用されている勤務表等の提出でも構いません。

● 関内小学校の児童については、登校日のみ、学校からクラブまでタクシーによる移送を行うため、毎月学校よりタクシー手配のための利用有無の確認がありますのでご協力ください。

② 欠席などの連絡

● 留守番電話・FAX であれば２４時間いつでも受付していますので、**すでに提出した利用予定表から変更になった場合は、必ず事前に児童クラブへ連絡してください。**

連絡無しで児童が登所しない場合、スタッフが児童を捜索することになり、緊急連絡先に電話で確認するほか、場合によっては警察等に連絡することとなります。

そのため、事前連絡なしで登所キャンセルが続く場合は利用を制限（休所措置）させていただきます。

● 登校日のクラブ利用に変更がある場合は、学校と児童クラブ両方にご連絡をお願いします。

● 学校を欠席、早退した場合等も児童クラブへ欠席のご連絡をお願いします。

7 休日保育制度

休日保育制度は、日曜日や国民の祝日に保護者が就労などにより保育できない場合に**うめのこ児童クラブ**の施設を利用して、保育を行う制度です。

通常の児童クラブとは別に**必ず事前の利用登録及び利用申請が必要となります**（うめのこ児童クラブ利用者も同様です）。

● 開　設　日・・日曜日、国民の祝日（12 月 31 日から１月５日を除く）

● 開 設 場 所・・うめのこ児童クラブ（元町７８番地１）

● 開 設 時 間・・午前８時から午後６時まで（勤務時間が午後６時を過ぎる場合は午後６時 30 分まで）

● 定　　員・・２９名（利用希望者多数の場合は増員する場合があります）

● 持　ち　物・・着替え、お弁当（昼食時間帯の利用がある場合）、勉強道具

● 利 用 登 録・・入所申請の際に、入所申請書（様式第１号）の利用希望確認欄にチェックして頂くことで、利用登録となります。

※　就労証明書で休日就労が確認できない場合は、登録はできません。

● 利 用 申 請・・**利用希望月の前月２０日までに、休日保育利用申込書（様式第９号）を生涯学習課へ提出、またはロゴフォームによる電子申請を行ってください。**
勤務調整が月末になるなど期日までに提出できない場合には、その旨ご連絡ください。

【休日保育利用申請 QR コード】

※　申請後に利用しなくなった場合は、**生涯学習課（☎８２－３２９９）**へ**必ず連絡してください。**

※　**通常利用の登録期間外及び退所後の利用は出来ません。**

● 利 用 当 日・・児童クラブへ登所した際、休日保育利用者記録簿へ必要事項を記入願います。記録簿により登所時間と退所時間を確認します。

● 負　担　金・・**児童一人につき日額１，０００円**

● 負担金の減免・・生活保護受給を理由に減免決定を受けている場合は、免除となります。市民税非課税世帯として減免決定を受けている場合は、日額５００円に減額となります。

● 負担金の納付・・利用日の月末に、１カ月分の利用実績を記録簿により確認集計し、翌月初めに納入通知書を発行・郵送しますので、市内各金融機関又は市役所会計課（市役所１階⑨窓口）で、２０日までにお支払いください。

※　**休日保育負担金については、口座振替及びコンビニエンスストアでの納付はできません。**

● そ　の　他・・休日保育利用申込書については、児童クラブ入所決定通知の際に同封いたします。また、生涯学習課窓口でも配布しています。

8　標準的な日課

平日（半日）		土曜日・長期休み等（終日）	
下校時間	開所～順次登所	午前　８時００分	開所～順次登所
↓	自主活動・自主学習 （宿題など）	↓	
		午後　９時００分	朝の会
	自由活動	↓	出欠・体調・連絡事項確認
午後３時００分	おやつ休憩	午後　９時２０分	自主学習（宿題など）
↓	自主活動・自主学習 （宿題など）	↓	
		午前１０時３０分	おやつ休憩
	自由時間	↓	自由活動
午後５時３０分	帰宅準備	正午	昼食休憩
↓	（降所に合わせ整理整頓）	↓	
午後６時００分	降所・閉所	午後　１時００分	自由活動
↓		↓	
（午後６時３０分　閉所）		午後　３時００分	おやつ休憩
		↓	自由活動
		午後　５時３０分	帰宅準備
		↓	（降所に合わせ整理整頓）
		午後　６時００分	降所・閉所
		↓	
		（午後　６時３０分　閉所）	

※　児童クラブによって日課の内容が異なる場合があります。

※　自主学習（宿題）については、スタッフが勉強を教えることはできませんので、ご家庭で学習内容の確認をするようにしてください。

9　おやつ（補食）

- 午前は市販の飴玉などを提供し、午後は市販の焼き菓子やスナック菓子などを提供をします。

※　食物アレルギーがある場合、対応可能な市販品を指定頂ければ可能な限り対応しますが、児童の安全のため、おやつの持ち込みをお願いする場合がありますのでご理解、ご協力をお願いいたします。

※　感染症の感染拡大防止のため、おやつは持ち帰りの対応となる場合があります。

10　持ち物　　**※持ち物には必ず名前を書いてください。**

- 着替え一式　…　個人ごとに名前のついた袋などに入れてクラブで常時保管します。
  着替えの中身→　上下服、シャツ、パンツ、靴下、ハンカチの予備、汗拭きタオル、汚れたものを入れるビニール袋
- 帽子　…　外遊びの際は、帽子が必須となりますので用意してください。
- 上靴　…　おおたき児童クラブについては、靴が必要になります（靴底が白のもの）
- 昼食　…　学校給食がない日や、土曜日や長期休みなど昼食時間帯を利用する場合は、お弁当を持たせてください。
  昼食時間帯に一度帰宅して、午後からの再登所は出来ません。
- 水筒　…　水分補給のため、持参をお願いいたします。
- その他　…　郊外活動、地域行事への参加など、その都度必要に応じて持ち物を用意して頂く場合があります。クラブからのおたよりをご確認ください。

※　必ず保護者による持ち物の確認を行ってください。忘れ物があると、ひとりだけ遊びを我慢することになるなど、不自由な思いをさせてしまうことがあります。

11　感染症

- 感染症（新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・感染性胃腸炎など）で学級・学年閉鎖になったクラスに在籍する児童は登所できません。児童本人が発症した場合は学校保健安全法施行規則に準じた取扱いになります。また、集団生活の場ですので、感染が疑われる場合の登所はできません。

【登所できない例】

・新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症の場合：発症後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで。

児童クラブの入所手続きについて

児童クラブは、児童の健全育成を図るため、児童福祉法に定められた「放課後児童健全育成事業」として位置づけられたものです。利用に当たっては、児童の気持ち・立場を大切にし、家庭内で十分に相談された上で入所手続きを進めるようお願いします。

1　申請書の受付について　**※年度ごとの申請が必要です。**

- 申請書類は生涯学習課窓口で配布しております。
- 期日以降も随時受付しますが、定員に達した場合は待機になるなど、年度当初からの入所ができない場合があります。

※　定員を超えた場合は、10 ページ「6　定員超過における入所選考について」により入所者を決定します。

2　必要書類（書類に不備がある場合は受付できません）。

① 入所申請書（様式第１号）

② 児童状況届（同意書）…　詳しくはしおりの９ページを参照ください。（必要に応じて証明書等の写しをご提出いただく場合があります）

③ 口座振替依頼書　…　過去に児童クラブの口座振替の手続きがお済みの場合は不要です。

④ 保護者等の状況を証明する書類（下記表参照）…　同居の親族（18 歳以上 64 歳以下）全員分をご用意ください。

④保護者等の状況	証明書類	備考
会社（内定）や自営業等で就労している場合	就労証明書	勤務先や代表者から証明を受けてください。 ※　保育所申込の就労証明書は併用出来ませんので、別にご用意ください。
大学や専門学校等へ通学している場合	在学証明書	個人と在学期間を確認できる箇所をご提出ください。
疾病又は負傷の状態にある場合	医療機関発行の診断書	個人と療養期間が確認できる箇所をご提出ください。

障がいを有する場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し	氏名、交付年月日、障がい名の記載がある箇所をご提出ください。
疾病・障がい等のある親族を常時介護している場合	介護対象者の医療機関発行の診断書、又は要介護状態が確認できる書類	介護対象者が確認できる箇所をご提出ください。
負担金（保育料）に滞納がある場合	滞納解消に向けて納付の約束などを交わしている書類	事前に担当者と相談願います。

3　児童状況届（同意書）について

- 健康状態や精神状態、障がいやアレルギーなどの特性について、安全に保育を行うため詳細に記入してください。
- 身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合は、手帳の写しを提出していただきます。
- 特別児童扶養手当の該当児童は、証書の写しを提出していただきます。
- 放課後等デイサービスを利用している場合は受給者証の写しをご提出いただきます。
- 内容に変更が生じた場合は、生涯学習課窓口に届け出てください。

【入所申請 QR コード】

4　提出方法

① 生涯学習課窓口へ提出

※新年度入所申込期間中（12 月 1 日（月）～12 月 10 日（水）まで）は午後 7 時まで受付しています。大滝総合支所地域振興課窓口（受付時間：8 時 45 分～午後 5 時 30 分まで）でも受付しています。**新 1 年生及び初めて児童クラブを利用する新 2～6 年生は窓口申請のみの受付です。**

② 郵送による提出（継続児童のみ）　　※②③④継続児童⇒前年度利用したことのある児童

提出先：〒052-0024 伊達市鹿島町 20 番地 1　伊達市教育委員会生涯学習課社会教育係宛

③ インターネットメールによる提出（gakudou@city.date.hokkaido.jp）（継続児童のみ）

④ ロゴフォームによる電子申請（継続児童のみ）

※入力に 20 分程度かかります。また、就労証明書等の添付書類を画像データとして送信していただきますが、画像が不鮮明な場合、紙で提出いただきますのでご了承ください。

5　入所の選考及び決定

書類審査等により選考の受け、入所の可否の結果を通知します。通知時期は次のとおりです。

年度当初からの入所希望の場合	２月下旬
年度途中からの入所希望の場合	申込みから２週間前後 ※申込日の翌日からのご利用はできませんのでご注意ください。

※　入所保留（待機）となった場合、入所可能となった時点で随時ご連絡します。

6　定員超過における入所選考について

定員を超えた場合、次の事項により入所選考し、空きが出た時点で入所を決定します。先着順ではありません。

①　申込期間内に申請しているかどうか
②　学年（低学年を優先）
③　ひとり親家庭（単身赴任家庭も含む）
④　保護者の就労時間（児童クラブまでの移動時間も考慮する）

7　入所決定の取消し

次に該当するときは入所決定の取消しや退所となることがあります。

- 児童が集団生活に適さないと認められたとき
- 事業の管理運営上、支障があると認められたとき
- 事実と異なる申告や申請書類を提出された場合
- 証明書が未提出の場合や入所の要件を満たさないことが判明したとき
- 納付催告にもかかわらず負担金を滞納した場合で、納付遅延に伴う納付誓約書の提出や遅延理由についての説明が無い場合、納付意志がないものとみなし職権により退所となります。退所後の滞納負担金は、支給日が直近となる児童手当から完納するまで特別徴収されます。

8　入所後の諸変更手続き

入所申請書の記載内容に変更があった場合は、生涯学習課窓口またはロゴフォームによる電子申請にて手続きが必要です。

【例】　・入所登録期間の変更**（※事前の手続きが必要です。）**

・氏名、住所、家族構成の変更（再婚・離婚・親族との同居など）　【変更申請 QR コード】

・退職、職場変更、就業時間の変更

・妊娠、出産、育児休業を取得する場合　等

- 「状況変更承認申請書（様式第４号）」を必要書類とあわせて生涯学習課窓口に提出、またはロゴフォームから電子申請すると共に、児童クラブへ連絡してください。変更内容の確認後、「状況変更決定通知書（様式第５号）」を発行します。

- 就労していない状況で、出産に伴う新規の利用はできませんが、既に児童クラブを利用中に出産をする場合は必ず申し出てください。母子手帳等を確認し、産前産後休暇期間中（産前２か月・産後２か月）は継続して利用できますが、その後育児休暇を取得する場合は退所となります。

9　退所の手続き

- 入所登録期間内に退所する場合は、児童クラブへ連絡するとともに、生涯学習課窓口へ「退所届（様式第６号）」を提出、またはロゴフォームから電子申請を行ってください。（※退所決定の通知は発行しません。）

- **退所日をさかのぼって提出することはできませんのでご注意ください。**

※　保護者の求職活動中の利用は認められませんので、退職等した場合は速やかに手続きしてください。

【退所申請 QR コード】

【重要】※必ずご確認ください

児童クラブの利用者負担金(放課後児童対策事業運営負担金)は、**利用した日数ではなく、登録期間に基づきお支払い頂きます。**

登録期間中、１度も利用しなくても、**事前に**市役所窓口での変更の手続きや退所届の提出がなかった場合には、**登録期間中の負担金を納付して頂くことになります**ので、ご了承ください。

児童クラブ負担金（放課後児童対策事業運営負担金）について

児童クラブの運営にあたり、受益者負担の原則に基づきご負担頂きます。児童クラブ負担金は

おやつや施設の運営経費に充てさせて頂きます。

1　負担金・納付方法・納期限

金額	児童一人につき月額　２，０００円 ※長期休みのみの登録の場合　各２，０００円
納付方法	・口座振替（納め忘れ防止のため、市では口座振替を推奨しています） ・納付書払い ・スマートフォン決済（バーコード決済） 希望される方はお申し出ください
納期限（口座引き落とし日）	毎月末日（１２月のみ２５日） ※土日、休日の場合は金融機関の翌営業日となります。 ※長期休みのみの登録の方は、以下の通りの引き落としとなります。 ４月春休み分⇒４月末：1,000 円　夏休み分⇒８月末：2,000 円 冬休み分⇒１月末：2,000 円　３月春休み分⇒３月末：1,000 円
口座振替が可能な金融機関	伊達信用金庫、北海道銀行、北洋銀行、室蘭信用金庫、伊達市農業協同組合、とうや湖農業協同組合、いぶり噴火湾漁業協同組合、北海道労働金庫の本・支店、道内のゆうちょ銀行
その他	・口座振替依頼書の提出が必要です。 ・提出の時期によっては、納付書でのお支払いをお願いする場合があります。

登録期間中、**当該月に利用が無い場合**でも、負担金を納入して頂きます。利用予定の無い場合は、前月末日までに「退所届（様式第６号）」又は「状況変更承認申請書（様式第４号）」を生涯学習課窓口まで提出、またはロゴフォームから電子申請を行ってください。

2　月の途中で入所・退所する場合

- １６日以降に入所した場合・・・　入所月に限り月額の２分の１
- １～１５日までに退所した場合・　退所月に限り月額の２分の１

※　**日割計算ではありませんので、１日でも登録している場合は負担金が発生します。**

- **月途中での利用期間変更はできません。月ごとの登録及び変更をお願いします。**

例）×8 月前半利用しない　〇8 月は利用しない

- **夏休み・冬休みの利用の場合、どちらかの月をお休みしても負担額は変わりません。**

（長期休みの登録として 2,000 円かかります。春休みは４月 1,000 円、３月 1,000 円です。）

3　口座振替が不能となった場合

納期限から１週間程度で納入通知書を郵送いたしますので、市内各金融機関又は市役所会計課

（市役所１階）、コンビニエンスストアで速やかに納付してください。

※　納期限内に納付されない場合は、納期限から２０日以内に督促状が発行されます。

４　負担金をお支払いいただけない場合について

- 負担金を滞納した場合、文書・電話・訪問等による納付催告を行います。
- 納付催告にもかかわらず負担金を滞納した場合で、納付遅延に伴う納付誓約書の提出や遅延理由についての説明が無い場合、納付意志がないものとみなし支給日が直近となる児童手当から完納するまで特別徴収されます。また、場合によっては職権により退所となります。
- 前年度以前に負担金の滞納がある場合は、入所手続き前にご相談ください。

児童クラブ負担金の減免制度について

※個別にご案内しておりませんので、対象かどうかご確認のうえ申請してください。

１　減免内容について

	区分	負担金（月額/１人あたり）
①	市民税非課税世帯	２，０００円→１，０００円
②	被保護世帯（生活保護を受給している世帯）	２，０００円→０円
③	第３子以降減免 （保護者が監護及び生計維持している者のうち、第１子（申請日の属する年度の４月１日時点で 18 歳未満の者をいう。)から出生の早い順に数えて第３番目以降の放課後児童が利用する場合。） ※小中高生のきょうだいを含めた第３子以降のお子さんが対象となります。（令和７年度より減免対象範囲が拡大されました） ※第２子減免はなくなりました。	２，０００円→０円（第３子以降）

２　必要書類

- 放課後児童対策事業運営負担金減免申請書（様式第１号）※児童一人につき１枚必要

※添付書類は令和７年度より不要です。

３　申請時期及び申請先

- ４月１日以降、減免を受けたい月の納期限までに生涯学習課（大滝総合支所地域振興課）窓口へ提出、またはロゴフォームから電子申請を行ってください。
- **①市民税非課税世帯に係る減額のみ**、証明書の発行が６月中旬以降となることから、**６月までに申請された場合のみ**、特例により４・５月分をさかのぼって減額が適用となります。４・５月に申請されても減免決定は６月中旬以降となりますのでご了承ください。

【減免申請 QR コード】

４　申請から決定までのながれ

(1)申請に基づき審査を行い、申請日現在の世帯員（同居親族等）について、市税や市に対する使用料債権等の滞納有無（常設保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、公営住宅料金、水道料金、給食費等）及び世帯の課税状況、生活保護受給状況について確認いたします。

(2)市に対し滞納等が無いことが確認できましたら、「放課後児童対策事業運営負担金減免決定通知書（様式第２号）」を交付いたします。

(3)申請から決定通知までは２週間から１か月程度要します。減免決定前に納付された負担金については、充当または還付します。

５　注意事項

- 申請があった月からの減免となり、最初の利用月までさかのぼって減免できませんので、早めの手続きをお願いいたします。
- 年度途中で状況が変わった場合はご連絡ください。また、申請に不備等がある場合は減免できません。
- 減免内容の区分に該当する場合でも、申請手続きがない場合は減額等になりません。
- 複数の減免を同時に受けられませんので、申請の際はご注意ください。

児童クラブ利用上の注意点について

１　新１年生の送迎について

● ４月の春休み期間中は、新１年生は必ず保護者（代理含む）の送迎が必要となります。

2　児童の安全確保

● 入所児童の送迎は児童クラブでは行いません。登所する児童については保護者各自の責任において交通安全等の指導を行ってください。

● 関内小学校の児童については、登校日のみ、学校からクラブまでタクシーによる移送を行います（自宅までの送迎は行いません）。平日の帰宅時、土曜日、長期休みの利用については保護者の送迎が必要となります。

● 児童の安全を確保するため、原則、保護者の方が迎えに来てください。一人帰りの場合は、学校で定められた帰宅時間までに帰宅させますので、ご家庭で安全について話し合い、支障の無いよう配慮してください。また帰宅時は通学路を厳守するようにご指導をお願いします。

● 学校休業日の開所時間は８時です。安全確保のため開所時間前に駐車場で児童のみ降ろして帰ることのないようにしてください。

● 駐車場内での事故・盗難等について市は一切責任を負いません。

● 習い事・塾・スポーツ少年団等、自宅以外へ児童クラブから通う場合、児童クラブの敷地を出た時点で保険の適用外となりますので、保護者の責任において交通安全等の指導を行ってください。

　また、習い事の終了後に再び児童クラブに戻ることはできません（市の事業への参加など特殊な場合は除く）。

● 事件の発生・気象災害等により、学校において集団下校等を実施する場合があります。このような場合、児童を一人帰りさせずに児童クラブで待機となりますので、児童の安全のためにも、降所の際は保護者の方が必ず迎えに来てください。また、児童の集団下校ではなく、学校で保護者引渡しの場合については、児童クラブは休所となります。

● 児童クラブ利用中に、発熱や頭痛、悪寒等の風邪症状がみられた場合には保護者に連絡しますのですみやかにお迎えをお願いします。仕事の都合で保護者のお迎えができない場合は代わりの方のお迎えをお願いします。

3　その他

● スタッフや他の児童に危害を加えたり、クラブ内の施設備品を破壊したり、再三にわたりスタッフから注意された事を守れない児童について、保護者との話し合いを行っても改善が見られない場合は、（施設備品については費用弁償のうえ）退所又は休所して頂くことになります。

● ケンカなどについては、状況によってはその場での解決が困難な場合もありますので、解決に向けて保護者にご協力をいただく場合があります。

また、児童の所持品などを壊した場合には、保護者間（当人同士）の話し合いの下で弁償するなどして解決していただきます。

● 事故や怪我について完全に防ぐことは不可能です。怪我等をした際には、応急的な処置を施しますが、程度によっては保護者への緊急連絡や、病院への救急搬送を行います。また、他児の嘔吐物や血液などで汚れた場合、市としては洗濯や弁償は出来かねますので、ご理解ください。

● 自然災害（地震・津波・噴火など）発生時の避難場所は市発行のハザードマップ等に準じます。緊急に避難する状況となった場合は、個別に保護者への連絡は行わず施設玄関に避難先を掲示、又は市から保護者のメールアドレスに情報発信しますので、避難先へお迎えをお願いします。**また、登録がまだの方は下記の QR コードから入力をお願いいたします。**

● 広報だてや各メディアなど、写真撮影や取材などが行われることがありますので、写真撮影や氏名公表を希望しない場合は、入所申請の際にお知らせください。

● 児童クラブでは、昼食等の食事は用意しておりません。学校給食のない時には、各自昼食を用意してください。児童の安全確保のため、昼食時間帯に一度帰宅し児童クラブに戻ることはできません。昼食代として、現金を児童に持たせることは絶対にしないでください。

● 投薬を含む医療行為は、児童クラブでは行えません。

● 児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象としています。保護者の勤務時間に沿って利用して頂くため、仕事がお休みの場合は原則利用できません。特別な理由があり、利用を希望する場合は職員に相談をお願いします。

【保護者メールアドレス】

様式第１号

児童クラブ入所申請書

生涯学習課窓口へ書類を提出する日を記入します

令和 7 年 1 2 月 6 日

伊達市長　様

住　　所　伊達市梅本町37番地6
（アパート名）　さくら借家B棟
申請者 氏　　名　伊達　山彦
電話番号　090-0000-****（母）

私が監護している下記児童を児童クラブに入所させたいので、次のとおり申請します。

記

児童状況	学 校 名	伊達市立　伊達小　学校	学　　年	1　年（令和８年度）
	（フリガナ）児童氏名	ダテ　ホシコ 伊達　星子	性　　別	男 ・ 女
			生年月日	令和　元 年　5 月　2 日
利用希望内容	クラブ名	うめのこ　児童クラブ		
	期　　間	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日		
		令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日		
		令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日		
		令和　年　月　日 ～		
	長期休み	☑春休み（4月）　☑夏休み（7～8月）　☑冬休み（12～1月）　☐春休み（3月）		
	休日保育	☐日曜日　☐祝日（振替休日）　☑利用しない		

登録例①
4月の春休みから通年で利用登録を希望する場合（長期休み登録込み）

登録例②
長期休みのみの登録を希望する場合、☑のみ入れてください。（この例では3月春休みの利用登録

通勤時間を含みます

家庭状況（同居親族・同居人）						
氏　　名	続柄	年齢	勤務先・学校学年	電話番号	監護できない時間帯
伊達　山彦	父	40	柿野病院	82-****	8 ： # ～ # ： #
伊達　町子	母	35	㈱鹿島工場	0143-**-****	三交代勤務～　： （就労証明書のとおり）
伊達　桜子	姉	10	伊達小学校　4年	23-3033	：　～　：
伊達　松男	祖父	70	無職		
伊達　竹乃	祖母	64	無職		
					～　：
					～　：

R8.4.1時点の年齢、学年等を記入してください。

65歳未満の同居親族は就労証明書が必要です。

入所理由が保護者の就労以外の場合、添付書類が必要です。
（例）在学中⇒在学証明書
病気・ケガ⇒診断書
障がい⇒手帳等の写し

入所理由が就労以外の場合の具体的な理由

祖母は添付の身体障害者手帳のとおり、足が不自由であるため、監護できません。

誓約及び閲覧承諾書

私は、児童クラブ入所申請に当たり、児童クラブ入所に関する手引きに記載された事項を理解し遵守するとともに、伊達市が対象要件の確認のため私が属する世帯に関する住民基本台帳等の個人情報を閲覧することを承諾します。

令和７年１２月６日　　申請者　住所　伊達市梅本町37番地6
さくら借家　B棟

氏名　伊達　山彦

児童状況届（同意書）

記載例

児童について

ふりがな 児童氏名	だて　ほしこ **伊達　星子**	性別	男・(女)	生年月日	令和元年　5月　2日
住　所	伊達市　**梅本**　町　**37**　番地　**6** （アパート名）　**さくら借家B棟**				
平常時体温	**36.5**℃	自宅電話番号	**0142－23－******		緊急連絡時の優先順位↓ 9
在籍クラス（令和７年度）	伊達市立　**伊達小**　学校　**1**　年 特別支援学級（　**さくら**　）、特別支援教育支援員措置　(無)・有				
性　格	長所：**明るく、素直で誰とでも仲良くすることができる。** 短所：**注意力が散漫で、やるべきことを忘れてしまう。**				
アレルギー	□　なし　☑　あり　※下記を記入 原因（　**小麦、そば、猫** 症状（　**発疹、呼吸困難**　）				
障がい等（要証明書類） 障がい	□　なし　☑　あり　※下記を記入 ・身体障害者手帳　等級・障がい名　（　級・ ・療育手帳　障がいの程度・障がい名（　B　・　**自閉症** ・精神障害者保健福祉手帳　等級　（　級・				
特児手当	・特別児童扶養手当：北特第　****-******　号　障がい種別　**2**　級 障がい名：精神障害				
放課後等デイ	・放課後等デイサービスの利用　□していない　☑している				
病歴（持病）	□　なし　☑　あり　※下記を記入 病名：喘息　症状：　咳込み　治癒：済・(未) 病名：　症状：　治癒：済・未				
そ　の　他	健康状態や配慮すべきことなど **宿題等、課題を持ち帰ったことを忘れてしまうことがあるので、声掛けして欲しいです。理解力が乏しく、説明しても理解した振りをすることがあるので、何度も説明しなければならないことがあるかも知れません。遠回しに注意されてもそれが注意だと気が付いていないことがありますが、本人に悪気はありませんので、理解し易い言葉でお願いします。**				

該当する場合、証明書等の写しをいただきます。
【例】療育手帳、特別児童扶養手当証書

利用している場合、受給者証の写しをいただきます。

保護者について

緊急連絡時の優先順位

ふりがな 保護者氏名	だて　まちこ **伊達　町子**	性別	男・(女)	生年月日	S・(H)　2年　5月1日
児童との続柄	**母**	携帯電話番号		**090-0000-******	1
勤務先名称	**㈱鹿島工場**				
勤　務　地	市内・(市外)（　**室蘭市**　）	勤務先電話番号		**0143-**-******	2
ふりがな 保護者氏名	だて　やまひこ **伊達　山彦**	性別	(男)・女	生年月日	(S)・H　60年　6月1日
児童との続柄	**父**	携帯電話番号		**080-0000-******	3
勤務先名称	**柿野病院**				
勤　務　地	(市内)・市外（　）	勤務先電話番号		**23-******	4

保護者以外の連絡先（保護者に準ずる緊急連絡先・保護者以外にお迎えされる方）

	ふりがな	だて まつお	性別	男・女	生年月日	S・H 30年 7月1日	
	氏　名	伊達 松男					
		祖父（父方）	自宅電話番号			0142-22-****	7
		同居・別居	携帯電話番号			070-0000-****	5
②	ふりがな	あいだ むらこ	性別	男・女	生年月日	S・H 4年 8月1日	
	氏　名	藍田 村子					
	児童との続柄	おば（母方）	自宅電話番号			0143-**-****	8
	居　所	同居・別居	携帯電話番号			060-0000-****	6
③	ふりがな		性別	男・女	生年月日	年　月　日	
	氏　名						
	児童との続柄		自宅電話番号				
	居　所	同居・別居	携帯電話番号				

必ず1名は記入してください。
電話がつながる方であれば、
遠方の方でも結構です。

一週間の降所計画について

	降所時刻	お迎えの有無	スポーツ少年団・習い事・塾
月	17時 00分	休所・一人帰り・お迎え（ 父 ）	
火	17時 00分	休所・一人帰り・お迎え（ 父 ）	
水	15時 00分	休所・一人帰り・お迎え（ ）	バスケットボール少年団
木	15時 30分	休所・一人帰り・お迎え（ ）	水泳教室
金	17時 00分	休所・一人帰り・お迎え（ 父 ）	
土	12時 00分	休所・一人帰り・お迎え（ 母 ）	
日	時　分	休所・一人帰り・お迎え（ ）	

このとおり相違無く、児童状況を届け出ます。

児童の健全育成のため、児童が通っていた幼稚園や保育所、小学校等の関係機関と児童の生活状況等に関し、情報交換や情報共有を図ることに同意します。

放課後児童健全育成事業運営負担金に未納が生じた場合、未納となっている負担金を保護者が受給権を有している児童手当から特別徴収により納付するため、申出書を記入し完納することに同意します。

児童にアレルギーがある場合、伊達市教育委員会及び児童が通っていた幼稚園や保育所、小学校等の関係機関が所有する児童のアレルギーに関する情報を提供することに同意します。

入所申請書と同日を記入します。

令和 7 年 12 月 6 日

伊達市長　様

保護者（申請者）氏名　伊達 山彦

※児童状況届については、伊達市教育委員会生涯学習課内で原本を保管し児童福祉行政の目的でのみ利用します。
また、児童状況届の写しを入所される児童クラブに備え付けます。

様式第４号

児童クラブ状況変更承認申請書

記載例

年　　月　　日

伊達市長　様

住　　所　伊達市梅本町37番地6
（ｱﾊﾟｰﾄ名）　さくら借家B棟

申請者　氏　　名　伊達　山彦

電話番号　090-0000-****（母）

先に入所決定している下記児童について、申請内容に変更がありますので、次のとおり変更事項の承認について申請します。

記

児童	学 校 名	伊達市立　伊達小　学校	学　　年	1　年（令和８年度）
	（フリガナ）児童氏名	ダテ　ホシコ 伊達　星子	性　　別	男・女
			生年月日	令和　元　年　4　月　2　日
	クラブ名	うめのこ　児童クラブ		

		変更前	変更後
児童に関する変更	（フリガナ）児童氏名		（氏名変更の場合記入）
	住　　所		（住所変更の場合記入）
	電話番号		（電話番号変更の場合記入）
	入所期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日	令和8年4月1日～令和8年5月31日
		令和　年　月　日～令和　年　月　日	令和8年7月1日～令和9年3月31日
			令和　年　月　日～令和　年　月　日
	休日保育		☑日曜日　☑祝日(振替休日)

【入所期間変更の例】
変更前：通年登録
変更後：６月のみ登録せず、７月から登録を再開する場合

休日保育が必要になった場合

就労先が変更になった場合
※就労証明書の添付が必要

氏				電話番号	監護できない時間帯	増減
伊達　町子	母	35	介護老人保健施設××	**-****	8:00　～　17:00	
伊達　梅郎	弟	0			出生・転入・転居	増
伊達　竹乃	祖母	64	無職		市内転居・市外転出等	減
					：　～　：	
					：　～　：	

世帯員が増えた場合

世帯員が減った場合

※就労先を変更する場合には就労証明書（様式第２号）を添付。

就労証明書

伊達市長　　宛

・就労証明書は「記載要領」を参照の上、就労先事業者等で作成してください。
・就労証明書データ様式については北海道伊達市ホームページからダウンロードすることができます。（Excel、PDF）
・文字の大きさは変更しないでください。（文字を認識しやすくするため）

押印は不要です。

証明日	西暦 2025 年 12 月 1 日
事業所名	医療法人社団　伊達会
代表者名	鹿島　太郎
所在地	伊達市末永町**番地
電話番号	0142 ― ** ― ****
担当者名	事務課　風野　北子
記載者連絡先	同上　― ―

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☑ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☐ 公務　☐ その他（　）
2	フリガナ	ダテ　ヤマヒコ
	本人氏名	伊達　山彦　　生年月日 1985 年 6 月 1 日
3	雇用(予定)期間等	☑ 無期　☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）2008 年 4 月 1 日 ～　年　月　日
4	本人就労先事業所	名称：柿野病院 住所：伊達市末永町***番地***
5	雇用の形態	☑ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 ☑　火 ☑　水 ☑　木 ☑　金 ☑　土 ☑　日 ☐　祝日 ☐　合計時間　月間 168 時間 0 分（うち休憩時間 1,200 分） 一月当たりの就労日数　月間 22 日　一週当たりの就労日数　週間 5 日 平日 8 時 30 分 ～ 16 時 30 分（うち休憩時間 60 分） 土曜 8 時 30 分 ～ 12 時 30 分（うち休憩時間 0 分） 日祝　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　時間　分（うち休憩時間　分） 就労日数　☐ 月間　☐ 週間　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2025 年 9 月：21 日／月　160.0 時間／月 年月 2025 年 10 月：24 日／月　176.0 時間／月 年月 2025 年 11 月：21 日／月　154.0 時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中 期間　年　月　日 ～　年　月　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み 期間　年　月　日 ～　年　月　日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　） 期間　年　月　日 ～　年　月　日
11	復職（予定）年月日	☐ 復職予定　☐ 復職済み　年　月　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　期間　年　月　日 ～　年　月　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☑ 無
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
17	単身赴任期間（予定含む）	年　月　日 ～　年　月　日
18	備考欄	第2、第4土曜日は勤務有り。（祝日の場合は勤務なし）
19	保護者記載欄	児童名：伊達　星子　生年月日：2018 年 4 月 2 日　施設名：うめのこ児童クラブ　☐ 利用中　☑ 申込中（第一希望） 児童名：　生年月日：年　月　日　施設名：　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望） 児童名：　生年月日：　施設名：　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）

該当しない欄は空欄で結構です。

就労や休業に関して、特記すべきことがある場合、備考欄に記入してください。

申請する児童について、保護者が記載してください。

放課後児童クラブに関する申請用 QR コード

【入所申請】（継続利用のみ）

※新１年生及び初めて児童クラブを利用する新２～６年生は窓口申請のみの受付です。

【変更申請】

【退所申請】

【減免申請】

【休日保育利用申請】

【保護者メールアドレス】

◆入所や退所、児童クラブ負担金の納付や減免、その他児童クラブ全般についてのお問い合わせ先

担当：伊達市教育委員会教育部生涯学習課社会教育係

住所　〒052-0024　北海道伊達市鹿島町 20 番地 1

«実際の執務場所»

〒052-0021 北海道伊達市末永町 39　伊達市役所第２庁舎

（伊達市保健センター２階）

電話（生涯学習課直通）　0142-82-3299

FAX（第２庁舎）　0142-23-1084

メール　gakudou@city.date.hokkaido.jp

◆おおたき児童クラブに関することは大滝総合支所でも受付しています。

担当：大滝総合支所地域振興課地域住民係

〒052-0301　北海道伊達市大滝区本町 85 番地 1

電話（直通）　0142-82-6748

FAX　0142-68-6301